

第7章 総合リハビリテーションの推進

- 1 更なるリハビリテーションの充実を目指して
- 2 人材の確保・育成
- 3 施設の拡充
- 4 連携推進体制の構築

この章では、適切で質の高いリハビリテーションを各地域で提供できる体制を構築するための施策の方向性について説明します。リハビリテーション科専門医・サポート医や専門職等の人材確保・育成については、第12章にも記載しています。

第7章 総合リハビリテーションの推進

1 更なるリハビリテーションの充実を目指して

この項目のポイント

- ▶ 充実したリハビリテーション支援により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します
- ▶ 高齢者や障害児・者を支えるための多様なリハビリテーションニーズに対応するため、関係機関との連携を強め、各地域において適切で質の高いリハビリテーションを提供

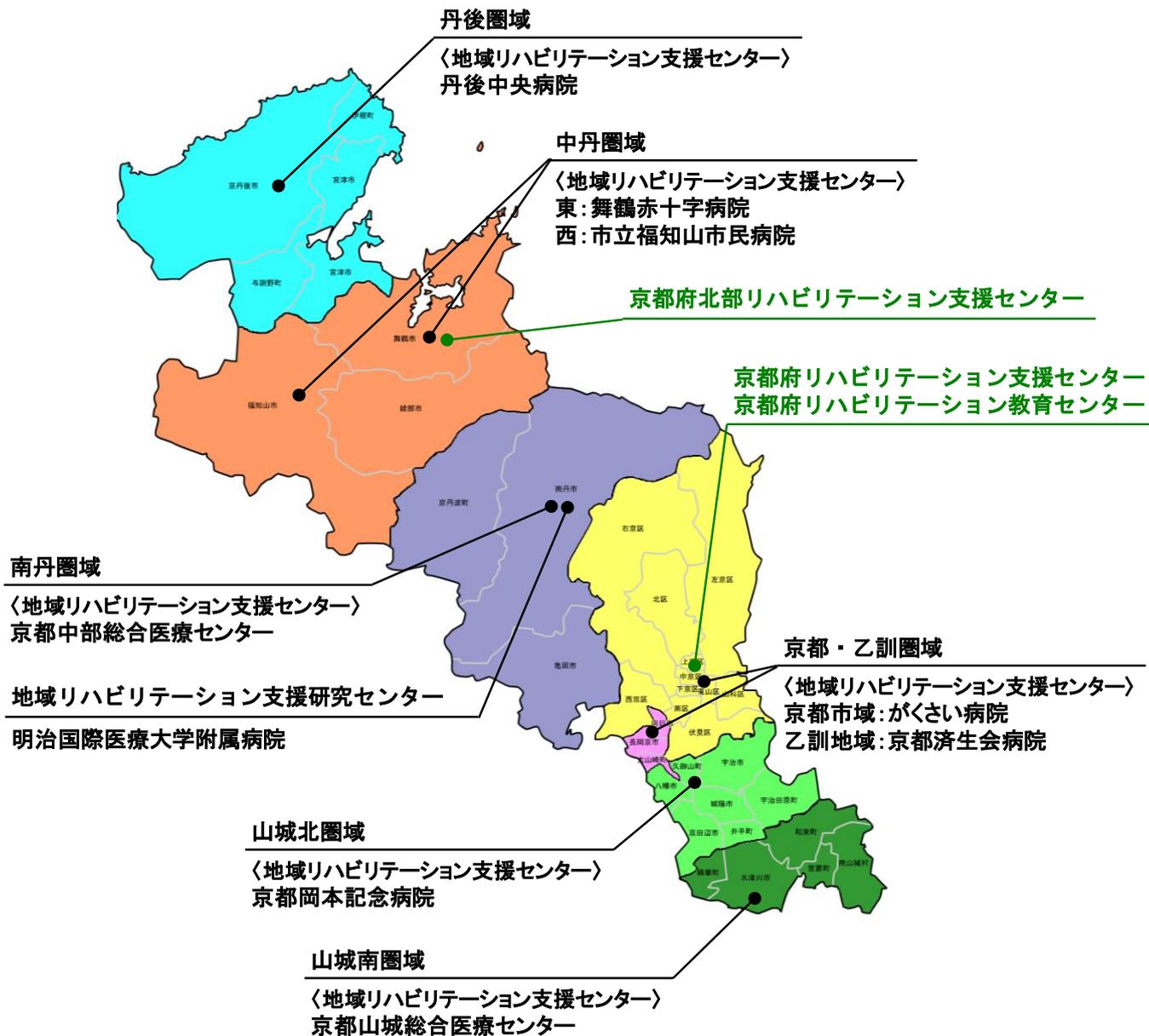
【現状と課題】

- 高齢化の進展などにより、脳血管疾患等を発症し機能障害を伴う患者が増加しており、その状況に応じ、急性期から回復期、維持期・生活期まで継続した総合的なリハビリテーション提供体制の更なる充実が必要です。
- 高齢化が進行する中で、2025（令和7）年には、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれるなど、急速に増加している認知症高齢者に対応したリハビリテーションの取組が必要です。

【今後の取組】

- 2019（令和元）年度に策定した「京都府総合リハビリテーション連携指針」に基づき、急性期から回復期、維持・生活期まで継続した、更なるリハビリテーションの充実を行い、誰もが住み慣れた地域で、リハビリテーションに対応する医師（かかりつけ医、開業医）や、それに対応できるリハビリテーション専門職がいる病院、施設、訪問リハビリテーション事業所等が充実し、在宅で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。
- 総合リハビリテーション（医学・教育・職業・社会的リハビリテーション）提供体制を充実させ、高齢者や障害児・者を支える取組を定着させるため、京都府、京都地域包括ケア推進機構、地域リハビリテーション支援センター、市町村、医療・介護・福祉関係団体等の連携を強め、質の高いリハビリテーションが地域で提供できる人材育成や体制を構築します。（図表7-1）
- 認知症高齢者に対応したリハビリテーションの取組として、認知症にも対応できるリハビリテーション専門職を育成する研修会等を実施します。

【図表7-1 京都府におけるリハビリテーション支援現況図】



2 人材の確保・育成

この項目のポイント

- ▶ 在宅等においてリハビリテーションに対応できるかかりつけ医等やリハビリテーション科専門医、リハビリテーション専門職の確保・育成及び質の向上並びに各リハビリテーション分野や地域的な偏在の解消を図ります。

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴うリハビリテーション医療の需要増加に応えるため、リハビリテーション科専門医や在宅においてリハビリテーションに対応できる医師（かかりつけ医等）の確保・育成が必要です。
- リハビリテーション専門職が少ない地域や分野（介護分野、在宅等）があり、リハビリテーション専門職の更なる確保・育成が必要です。
- 高齢者等の在宅生活支援や認知症への対応、地域ケア会議、介護予防事業への参画などリハビリテーションニーズが多様化しています。

【今後の取組】

- 京都府リハビリテーション教育センターにおいて在宅リハビリテーションに対応できるかかりつけ医等（サポート医）の養成研修を行います。
- 京都府立医科大学「リハビリテーション医学教室」においてリハビリテーション科専門医・認定臨床医を養成します。
- 府内での就業を希望する養成施設の修学者に対し、修学資金を貸与します（不足地域等対象を重点化します。）。
- 北部地域や介護・福祉施設を含めたリハビリテーション就業フェアを開催します。
- 府内高校の生徒及び進路指導教員に対し、職能団体と連携して、冊子、訪問等によりリハビリテーション専門職の業務の内容や魅力を紹介します。
- 養成施設と病院・介護施設等が集まる意見交換会を開催するとともに、府内のリハビリテーション専門職の確保・育成に連携して取り組みます。
- 在宅リハビリテーションに関する研修、認知症対応研修等を実施するとともに、地域ケア会議、介護予防事業等に参画・助言できるリハビリテーション専門職の養成研修を実施します。

3 施設の拡充

この項目のポイント

- ▶ 維持・生活期におけるリハビリテーションサービスの更なる充実
- ▶ 先端的リハビリテーションの普及促進

【現状と課題】

- 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）において回復期の充実が必要とされていることや在宅での生活を希望される方の増加などにより、維持・生活期における在宅系のリハビリテーションサービスの更なる充実が必要です。

【今後の取組】

- 在宅におけるリハビリテーションのニーズに対応するため、訪問リハビリテーション事業所の新規開設等を支援します。
- 高齢者の在宅生活を多職種で支援するため、在宅リハビリテーションに関する研修を実施します。
- 府立医科大学とも連携し、先端的なリハビリテーション機器・介護機器の情報発信と活用を促進します。

4 連携推進体制の構築

この項目のポイント

- ▶ 北部地域をはじめとした、各圏域における介護・医療・福祉・教育の連携を強化し、総合リハビリテーションを更に推進

【現状と課題】

- 府内における総合リハビリテーションを更に推進するため、各圏域におけるリハビリテーション支援体制や介護・医療・福祉・教育の連携推進体制の強化が必要です。
- 特に高齢化が進む北部地域では、多様なリハビリテーションニーズに対応する必要がある一方で、リハビリテーション資源が広域に分散しているため、リハビリテーション支援体制の連携強化が重要です。

【今後の取組】

- 高齢者健康福祉圏域ごとに圏域のリハビリテーションの基幹病院を「地域リハビリテーション支援センター」に指定し、訪問・相談支援、多職種による事例検討会等を行うなど各圏域の特性に応じた地域リハビリテーションを推進します。
- 京都地域包括ケア推進機構等と一層連携を深め、各圏域の保健所と地域リハビリテーション支援センターが一体となって、各市町村、病院、障害児・者施設、介護支援専門員等との連携を強化します。
- 大腿骨近位部骨折・脳卒中連携パスの取組みを関係団体、病院等と連携して進めます。
- 高齢者の在宅生活を多職種で支援するため、在宅リハビリテーションに関する研修を実施します。
- 各圏域の課題等を踏まえ、京都府地域リハビリテーション連携推進会議において、府域全体の連携体制を構築します。